



Title	「他者への欲望」からみた教育の倫理：障害者解放運動と障害学を經由して
Author(s)	森岡, 次郎
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57715
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	もり おか し ろう 森 岡 次 郎
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学位記番号	第 23515 号
学位授与年月日	平成22年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	「他者への欲望」からみた教育の倫理—障害者開放運動と障害学を經由して—
論文審査委員	(主査) 教 授 藤川 信夫 (副査) 教 授 平沢 安政 准教授 木村 涼子

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、私たちの欲望について考察することを通じて、教育という営みに固有の倫理を描き出す試みである。その際、本研究では障害者解放運動や障害学といった、障害当事者たちの行った議論を經由した。

なぜ障害当事者による議論を經由したのか。それは、差別からの解放を求めた障害者たちこそが、私たちの欲望のあり方について最も深く原理的な考察を行い、最も精緻な理論化を試み、最もラディカルな批判を展開したと考えられるからである。

障害者たちが明らかにしたのは、後に生命倫理学において「内なる優生思想」として主題化されることとなる、私たちの優生学的（広義には能力主義的）な欲望である。

障害を嫌忌し、産まれてくる子どもに対して「五体満足」を望み、「より高い能力」を身につけてほしいと願う私たちの欲望。こうした欲望に関する議論を教育関係へと敷衍し、その異同について考察を行うことにより、翻って、「他者への欲望」という視座から教育に固有の倫理を提示した。

本研究の第1章では、1970年代日本における障害者解放運動を主導した「青い芝の会」の思想と運動についての考察を行った。彼らは障害者差別からの解放を目指してどのような運動を行い、また、その運動の中で障害者差別という問題の所在をどこに見極めたのか。その思想と運動の特徴を、彼らの残した言葉に寄り添いながら、明らかにした。

続く第2章では、「障害学」という学問領域について考察を行った。障害当事者の学としての障害学は、比較的最近に成立した学問領域であり、近年その研究成果が積み重ねられつつある。障害学においては、健常／障害というカテゴリーの社会構築主義的な側面が強調されている。第2章では、社会構築主義的な観点から批判を展開する解放理論の有する意義と、その理論的限界について明らかにした。

障害者差別という問題について、障害者たちが何を問題とし、どのような主張を行った

のか。本研究の前半では、障害者たちの達成した成果と残された課題について考察を行った。ここで明らかとなったのは、障害者差別という問題が私たちの優生学的な欲望に起因するということ。また、私たちが障害という事象を論じる際、そこには社会的に構築された恣意的な「ものの見方」が存在しているということである。

第3章では、障害に対する差別的な心性と優生学的欲望の様態をより明確に描き出すために、「新優生学」に関する議論を取り上げた。

出生前診断や人工妊娠中絶、遺伝子スクリーニングといった障害の予防と治療は、医療・福祉サービスの文脈で進行しているが、そうした技術や制度の発展は私たちの優生学的な欲望によって駆動されている。旧来の優生学とは異なる「新優生学」と呼ばれる現在の状況とその問題点について、教育関係との対比によって明らかにした。

ある特定の価値の実現に向けた、大人（先行世代）による、子ども（次世代）に対する操作的働きかけである点で、教育と新優生学は類縁性を有している。にもかかわらず、両者は子どもの「他者性」の有無によって決定的に背反する。こうしたことを論じた上で、障害者差別の問題において主題化されるような優生学的欲望とは異なる、私たちの「他者性」を希求する欲望の様態を、教育との対比によって論じた。

終章では、第3章で示された「他者への欲望」について、エマニュエル・レヴィナスの議論に依拠しながら論じた。ここでは、優生学的欲望とは異なる欲望のあり方を、一つの倫理として試論的に提示した。そしてまた、「他者への欲望」という視座によって、障害当事者たちが残した課題を克服する理論的可能性を提示した。

本研究の教育学的意义としては、以下の点が挙げられる。

第1に、教育学においてもアクチュアルな課題となっている障害、および障害者に関する問題について、原理的に考察している点である。なぜ私たちはある特定の（身体的・精神的）能力の欠如を障害と見なすのか、障害という事象はいかなる問題であるのか、といった原理的な考察については、これまで十分になされてきたとは言いがたい。障害者（障害児）を治療や援助の対象として語る際の前提を問い、障害に対する私たちの「立ち位置」を確認するためにも、障害者たちの行った議論について検討を行うことには意義があるだろう。

第2に、本研究が、科学的エビデンスに基づく教育関係全般を批判的に問い直すことを企図している点である。本研究で言及する遺伝学や生殖医療技術のみならず、たとえば脳科学などの知見に基づき、教育や人間を科学的に解明しようとする議論が、現下の趨勢となっている。今後ともまた同様に、新たな教育言説が、科学的エビデンスへの「信仰」とともに流布するに違いない。本研究では、そうした教育言説を産出し続ける私たちの能力主義的な欲望を主題化した上で、科学的・実証的には説明し得ない「他者への欲望」という視座から教育の倫理を模索した。こうした本研究の議論枠組みは、障害というテーマに限らず、教育関係を資源化・商品化するような教育言説全般に対しても汎通性が高いだろう。

第3に、上記と関連して、本研究が教育という関係の独自性を提示している点である。遺伝学や脳科学などの科学的エビデンスに基づく教育モデルにおいては、教育という営みは先行世代が抱く特定の価値の実現に向けた、次世代への一方的な働きかけとして観念されている。子どもを一方的な科学的操作の対象とするような教育モデルを採用する限り、教育学は他の学問領域（医学や生命科学など）の成果に対して受動的な議論に終始せざるを得ないだろう。これに対し本研究では、上述のような一方的な関係とは異なる教育の様

相が示された。他の学問領域が看過しているような「他者性」を希求する欲望の様態を描き出すことにより、教育という営みの独自性を積極的に提示することが可能となるだろう。

障害児教育（特別支援教育）の実践的課題について直接に論じるのではなく、また、障害者解放に向けた理論の内にとどまるのでもない。障害者たちからの問題提起を受け、私たちの欲望に関する原理的な考察を梃子としながら、教育に固有の倫理を「他者への欲望」という視座から提示すること。本研究はこうした目論見のうちに進められた。このことは、翻って、障害者差別の克服に向けた理論的可能性を探ることであった。

論文審査の結果の要旨

本論文は、障害者解放運動や障害学、新優生学といった議論を経由することで、教育という営みに固有の倫理を描き出す試みである。本論文では、障害を嫌忌し、産まれてくる子どもに対して「五体満足」を望み、「より高い能力」を身につけてほしいと願う我々の欲望の様態を明らかにしている。さらに、こうした欲望に関する議論を教育関係へと敷衍し、その異同について考察することにより、「他者への欲望」という視座から教育に固有の倫理を提示している。

第1章では、1970年代日本における障害者解放運動を主導した「青い芝の会」の思想と運動についての考察を行っている。「青い芝の会」の障害者たちが障害者差別からの解放を目指してどのような運動を行い、また、その運動の中で障害者差別という問題の所在をどこに見極めたのか。その思想と運動の特徴を、彼らの残した著作の中から明らかにしている。

第2章では、「障害学」という学問領域について考察される。この章では、障害学において健康／障害というカテゴリーの社会構築主義的な側面が強調されていることを指摘し、社会構築主義的な観点から批判を展開する解放理論の有する意義と、その理論的境界が明らかになっている。

以上、本論文の前半では、障害者たちの達成した成果と残された課題について論じられている。ここで明らかとなっているのは、障害者差別という問題が私たちの優生学的な欲望に起因するという点、また、我々が障害という事象を論じる際、そこには社会的に構築された恣意的な「ものの見方」が存在しているということである。

続く第3章では、「新優生学」に関する議論が考察されている。ここでは、遺伝技術や生殖医療技術の発展が優生学的な欲望によって駆動されていることが論じられている。そして、旧来の優生学とは異なる「新優生学」と呼ばれる現在の状況とその問題点について、教育関係との対比という観点から明らかにされる。ある特定の価値の実現に向けた、大人（先行世代）による、子ども（次世代）に対する操作的働きかけである点で、教育と新優生学は類縁性を有している。にもかかわらず、両者は子どもの「他者性」の有無によって決定的に背反する。こうしたことを論じた上で、障害者差別の問題において主題化されるような優生学的欲望とは異なる、「他者性」を希求する欲望の様態を、教育との対比によって明かにしている。

終章では、第3章で示された「他者への欲望」を、エマニュエル・レヴィナスの「欲求」と「欲望」という概念に依拠しながらさらに深化させる形で論じている。ここでは、優生学的欲望とは異なる欲望のあり方が、一つの倫理として提示されている。また、「他者への欲望」という概念によって、近代的な「自己」意識を克服する理論的可能性が示されている。

論文末尾に付された補論では、障害児童の保護者へのインタビューをもとに、保護者（母親）たちのアイデンティティ崩壊と再獲得のプロセスについて論じられている。ここでは終章の理論枠組みを用いることによって、「自己」が「他者」からの「遅れ」（レヴィナス）によって変容する様が、具体的に描かれている。

以上の考察からは、自らの解放を目指しつつも「自己」と「他者」との断絶という結果をもたらすという危うさを孕む解放理論の極と、「自己」による「他者」の完全な支配を目指す（新）優生学の極の間に教育の倫理というものが位置づけられるということ、さらに、（新）優生学と同様「他者」の完全な理解と制御を目指す教育の営みが、常に同時に、「他者」の理解不可能性・制御不可能性を担保しているということが明らかになる。従来の教育学において暗黙の前提とされることはあっても明確な形で理論化されることのなかったこの同時性を取り上げ教育の倫理として明らかにした点は重要であるし、また、とりわけ子どもに対する技術主義的支配へと傾斜しつつある現代教育の状況を考慮すれば、本論文の価値は非常に高いと思われる。

以上から、本論文は博士（人間科学）の学位に相応しいものと判断する。